

# 障害等級表

	特別児童扶養手当等級		判定方法
	1級	2級	
身体障害 (外部障害)	身体障害者手帳の概ね1・2級	身体障害者手帳の概ね3級	肢体不自由等の外部障害 →身体障害者手帳の写し 下記別表に記載されているもの以外は所定の診断書
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(下記別表)に記載されているものに限る。		
身体障害 (内部障害)	下記別表「1級の9」の状態		下記別表「2級の15」の状態
知的障害	療育手帳の $\textcircled{A}$ 、A	療育手帳の概ねBの1(判定方法は所定の診断書により行われますのでBの1の療育手帳を所持していても必ずしも特別児童扶養手当2級に該当するとは限りません)	療育手帳の $\textcircled{A}$ ・A →療育手帳の写し 療育手帳のBの1以下 →所定の診断書
精神障害	下記別表「1級の10」の状態	下記別表「2級の16」の状態	所定の診断書